

袖ヶ浦健康づくり支援センター

1 指定管理者が管理を行う施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

袖ヶ浦健康づくり支援センター

袖ヶ浦市三ツ作 1 8 6 2 番地 1 2

(2) 設置目的

市民に健康づくりの場を提供し、市民の健康の維持増進を図ることを目的とする。

(3) 指定管理者が行う業務内容

ア 袖ヶ浦健康づくり支援センターの利用の許可に関する業務

イ 袖ヶ浦健康づくり支援センターの使用料の収納に関する業務

ウ 袖ヶ浦健康づくり支援センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

エ 袖ヶ浦健康づくり支援センターの設置目的を達成するために必要な業務

オ 上記に掲げるもののほか、袖ヶ浦健康づくり支援センターの運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

2 指定管理者に指定する団体の概要

名 称	セントラルスポーツ株式会社
所 在 地	東京都中央区新川 1 丁目 2 1 番 2 号
設立年月日	昭和 4 5 年 5 月 1 3 日
資 本 金	2 2 億 6 1 1 7 万 1 0 0 円
従 業 員 数	9 6 3 人 ※令和 6 年 3 月末時点
主たる業務 内容	1 スポーツ施設及びカルチャー教室の経営及び経営コンサルタント 2 スポーツ施設の企画、運営並びにその指導業務 3 スポーツ・トレーニングに係る指導 4 遊戯施設及び多目的ホールの経営、企画、運営及び賃借 5 イベント、レクリエーション活動の企画運営 6 不動産及び動産の賃貸借並びに不動産の売買及

	び管理
7	ビルの管理及びメンテナンス業
8	ホテル、旅館、浴場、各種飲食店の経営及び運営管理
9	介護予防事業 他

3 指定管理者候補が示した施設管理及び運営の提案要旨

(1) 事業計画等

袖ヶ浦健康づくり支援センターの設置目的を念頭に、公平で平等な施設利用を提供し、「だれもが・いつでも・きがるに」利用でき、末永く愛される施設を目指すとともに、地域活性化及び市民交流を促進するため、次に掲げる取組を実施する。

ア 利用者に親しまれる施設を目指し、接遇研修の実施やWEBアンケート等を通じて利用者の満足度向上に努めるとともに、公式ホームページの作成及びSNSを活用して、施設の周知に努める。

イ ユニバーサルサービスの提供や様々な世代の市民ニーズに合わせた豊富なスポーツプログラムを提供する。

ウ 運動習慣の定着に向けた教室や健康講座等を開催し、健康増進施策と介護予防施策を一体的に実施する。

エ スポーツを通して、子どもたちの可能性を育む事業、子育てを支援する事業及び高齢者がいきいきと暮らせるための取組を実施する。

(2) 管理に対して市が負担する金額（指定管理者候補からの提案金額）

令和7年度 209,880千円

令和8年度 213,180千円

令和9年度 216,700千円

4 指定管理者候補の選定概要について

令和6年10月10日開催の袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会において、応募のあった団体から提出された事業計画書、予算書及び施設の運営管理等に係る提案の書類審査とともに、団体からの提案説明と質疑応答を行い、袖ヶ浦市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関

する条例（平成１７年条例第１７号。以下「指定手続条例」という。）第５条に規定する選定基準を更に細分化した審査基準に基づき、委員長、審査対象の施設担当部署の委員及び当日欠席した委員を除いた委員９名が審査を行い、各委員における審査票の採点を集計した結果、指定管理者の候補者として適当であると認められたセントラルスポーツ株式会社を優先交渉権者として選定した。

その後、優先交渉権者との施設の運営管理等に係る基本的事項を掲げた基本協定書の締結の協議が整ったことから、同団体を袖ヶ浦健康づくり支援センターの指定管理者として指定するものである。

採 点 結 果

施設名称：袖ヶ浦健康づくり支援センター【公募】

応募団体：3団体（セントラルスポーツ株式会社／A団体／B団体）

	セントラルスポーツ株式会社		A団体		B団体	
	順位	得点数	順位	得点数	順位	得点数
①委員	1位	248点	2位	234点	3位	191点
②委員	1位	215点	2位	205点	3位	198点
③委員	1位	206点	2位	201点	3位	191点
④委員	1位	210点	2位	194点	3位	191点
⑤委員	1位	222点	2位	217点	3位	202点
⑥委員	1位	209点	2位	206点	3位	200点
⑦委員	1位	251点	2位	214点	3位	174点
⑧委員	1位	259点	3位	250点	2位	251点
⑨委員	1位	210点	2位	201点	3位	195点
順位獲得数	「1位」	9名	「1位」	0名	「1位」	0名
	「2位」	0名	「2位」	8名	「2位」	1名
平均点	225.56点		213.56点		199.22点	

評 価 項 目 と 配 点

選定基準	審査項目	配点		劣	普通	優	特優	審査項目別 平均得点数		
								優先交渉 権者	次点交渉 権者	非選定者
① 指定施設の利用に 関し不当な差別的取 扱いが行われるおそ れがないこと。 (指定手続条例第5 条第1項第1号)	ア 平等な利用を図るための具 体的な手法	30	30	失格	18	24	30	21.33	20.00	18.67
② 指定施設の設置の 目的に照らし、当該施 設の効用を最大限に 発揮させ、その管理を 効率的、かつ、効果的 に行うことができる ものであること。 (指定手続条例第5 条第1項第2号)	ア 施設の設置目的及び市が示し た管理の方針	20	105	0	12	16	20	15.56	13.33	13.33
	イ 利用者の増加を図るための具 体的な手法	9		0	3	6	9	5.34	5.12	3.11
	ウ サービスの向上を図るための 具体的手法及び当該施設の効用 を最大限に発揮させるための手 法	31		0	17	24	31	21.09	20.88	17.25
	エ 施設の維持管理の内容、適確 性及び実現の可能性	20		失格／0	12	16	20	13.79	14.01	12.44
	オ 管理に係る経費の縮減効果	25		失格	3	20	25	5.89	3.67	2.78
③ 指定施設の管理を 安定的、かつ、適確に 遂行するに足る人的 構成及び財産的基 礎を有するものであ ること。 (指定手続条例第5 条第1項第3号)	ア 収支計画の内容、適確性及び 実現の可能性	20	100	失格	12	16	20	13.78	13.78	12.89
	イ 安定的な運営が可能となる人 的能力	30		0	18	24	30	20.22	19.44	18.00
	ウ 安定的な運営が可能となる財 政的基盤	40		失格／0	24	32	40	26.11	27.11	25.44
	エ 類似施設の運営実績	10		0	6	8	10	7.56	7.56	7.11
④ その他市長等が必要 と認める事項を満 たしていること。 (指定手続条例第5 条第1項第4号)	ア 個人情報保護	10	110	失格	6	8	10	7.56	7.11	6.22
	イ 危機管理	20		0	12	16	20	13.11	14.00	12.44
	ウ 再委託の管理	10		0	6	8	10	6.67	6.44	6.44
	エ 地域経済の活性化	30		0	18	24	30	20.66	20.00	18.44
	オ 本・支店の所在	10		0	6	10	／	6.00	0.00	6.00
	カ 市内業者の育成	20		0	12	16	20	13.78	14.22	12.44
	キ その他の評価項目	10		0	6	8	10	7.11	6.89	6.22
合 計		345	345	失格	191	276	345	225.56	213.56	199.22

【採点方法】「特優」「優」「普通」「劣」の4段階を基本として評価する。ただし、②オについては、経費の削減割合に応じ評価する。

なお、配点合計は、全てを「特優（④オについては「優」）」とした場合の合計点数。

【欠落事項】ア 全委員の平均点が、審査項目の全てを「普通」とした合計点数（191点）以上を獲得できなかった場合。

イ 審査項目のうち、運営管理に大きく支障をきたす項目を「劣」とする委員が過半数いた場合。